

公安委員会	令和元年における被疑者取調べ適正化のための	令和2年2月27日
説明資料No. 1	監督に関する規則の施行状況について	長官官房

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

都道府県警察及び皇宮警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施。

2 令和元年中の監督対象行為等の件数（いずれも都道府県警察）

- 被疑者取調べに係る苦情の申出 257件
- 監督対象行為の有無の調査（規則第10条） 359件
- 監督対象行為（規則第3条） 10件（7事案）

※ 被疑者取調べの件数：約117万3,000件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	H27	H28	H29	H30	R1
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	4	2	2	0	1
直接又は間接に有形力を行使用すること(上記に掲げるものを除く)	2	2	3	1	2
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	2	2	2	2
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	11	8	5	3	3
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	1	2	0	1	2
合計	20 (17)	16 (15)	12 (11)	7 (6)	10 (7)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数。

表2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳 (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	1	4
	捜査部門からの連絡	3	
	捜査部門以外からの連絡	0	
苦情等で認知	苦情の申出	0	3
	その他	3	
合計			7

1 協定について

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下「協定」という。)は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び日・米両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めたもの(平成31年1月5日発効)。

2 昨年中の協定の実施状況

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適正な実施の確保に関する規則」(平成30年国家公安委員会規則第16号、以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施状況(発効後～令和元年12月末まで)について、以下のとおり報告する。

- (1) 警察庁が第一次照会で指紋情報の記録があるとして自動回答した件数(規則第7条第1項第1号関係) 16 件
- (2) 前記回答の第二次照会がないことに対する照会目的の説明を要請した件数(規則第7条第1項第2号関係) 0 件(※)
※ 本年1月に(1)記載の16件分についての説明要請を実施
- (3) 合衆国連絡部局からの第二次照会の件数(規則第7条第1項第3号関係) 0 件
- (4) 合衆国連絡部局への第二次照会の回答の利用結果について通報を要請した件数(規則第7条第1項第4号関係) 0 件

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応について</p>	<p>令和2年2月27日 警備局</p>
<p>1 感染者数【2月26日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～186人（死亡3人） (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～705人（死亡4人） (3) 世界における感染状況～80,791人（死亡2,760人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>1月28日 感染症法の指定感染症とする政令を閣議決定（2月1日施行） 1月29日 チャーター機による帰国第1便到着（第5便（2月17日到着）まで運航） 1月30日 政府対策本部を設置 1月31日 WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）を宣言 2月1日 湖北省滞在外国人等の入国拒否の運用開始 2月13日 感染者多数状況にある中国の省等滞在外国人等及び感染者発生のおそれがある旅客船乗船外国人の入国拒否の運用開始 / 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」のとりまとめ / 検疫法の隔離・停留を可能とするなどを定める政令を閣議決定（2月14日施行） 2月17日 米国政府チャーター機によりダ号に乗船していた米国人等が出国（以降、各国がチャーター機等を運航） 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定 2月26日 今後2週間の大規模イベント中止等を要請 2月27日 韓国大邱等滞在外国人の入国拒否の運用開始</p> <p>3 警察の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁において、1月30日、次長を長とする対策本部に格上げ ○ 都道府県警察は、知事部局の公衆衛生担当部署や国際海空港の検疫担当部署等との連絡体制を確立 ○ チャーター機による武漢在留邦人帰国時における空港、医療機関等での警戒活動実施 ○ 帰国者（103人）の警察大学校への受入れ（1月30日～2月1日） ○ 外国政府によるダ号乗船者の出国オペレーション時の車両先導等（8カ国に対して実施） ○ ダ号から感染者を愛知県内の病院へ搬送する際の車両先導等 ○ 政府の対応を踏まえつつ、各都道府県警察に対し、感染予防対策等について指示 		